

岩手県告示第510号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年8月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社巻藤建設
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町南日詰字大銀91番地
 - ウ 代表者の氏名 巻藤重吉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第3159号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年8月27日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年8月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社普代土木
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市川貫第7地割59番地27
 - ウ 代表者の氏名 大上節子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一3）第4151号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年8月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年8月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社千葉工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳10地割61番地9
 - ウ 代表者の氏名 千葉実
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第8554号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年8月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年9月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大輝工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮一丁目11番15号
 - ウ 代表者の氏名 三輪輝雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第20068号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工

事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年9月13日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年7月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 信電気

イ 主たる営業所の所在地 北上市藤沢8地割178番地

ウ 代表者の氏名 八重樫信也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-5)第50323号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月25日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年9月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 新生ビル管理株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市三関字仲田21番地1

ウ 代表者の氏名 及川ゆか

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第70061号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年8月30日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和6年8月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 エンドウ建築

イ 主たる営業所の所在地 一関市室根町折壁字上山45番地4

ウ 代表者の氏名 遠藤義男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第80004号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年8月23日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和6年8月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社クロサワランデック

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市仙北三丁目16番35号

ウ 代表者の氏名 築田満

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-4)第7311号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年8月8日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。